

# アバターを用いて活動する者に対する 人格権侵害の成否

～VTuber誹謗中傷裁判レビュー～

2023.11.3 情報法制学会第7回研究大会

静岡大学 原田伸一郎  
harata@inf.shizuoka.ac.jp

1. はじめに
2. 概念整理
3. VTuberに対する誹謗中傷裁判例
4. 侵害帰属と同定可能性の法理論

- 近年、アバターに関する法的議論も盛んになされており、「**アバターの人格権**」といった表現も散見されるようになった。しかし、現状では、「人格権」が成立するとしても、アバターそのものではなく、あくまでアバターを用いて活動する「者」の権利である。
- アバターを運用する法人等や、アバターそのものの「人格権」の検討は措き、本報告では、ある意味で古典的な「**アバターを用いて活動する者の人格権**」にフォーカスする。

- この主題は、産業的・文化的に大きな成功を収めているアバター活用事例である「VTuber」の人気の高まり、そしてその誹謗中傷等の法律問題の顕在化に伴走するように形成されてきた面がある。
- かつては、VTuberの「中の人」に対して人格権侵害が成立する可能性すら端から疑う向きもあった（VTuberは単なるキャラクターとみなされた）が、近年は、**個々のVTuberの実態を正確に捉えた法的判断**が形成・定着してきていることも確認する。

### ①バーチャルYouTuber (VTuber)

- 現時点において通用している最大公約数的な定義としては、「**生身の人間の姿ではなくCGアバターの姿を通して、主にインターネット上で動画投稿・ライブ配信などの活動をおこなう者**」。
- YouTuberの一種ともされるが、必ずしもYouTubeという特定のプラットフォームを活動の場としない者も含め、同種の活動をする者の総称として本報告では用いる。

- ただし、より重要なのは、「VTuber」という語が、アバターの背後にいてそれを操作する演者である、いわゆる「**中の人**」を指すか、CGアバターとして表現される**キャラクター**を指すかという問題。
- VTuberのオーディエンス(ファン、リスナー)にとっては、「**人**」と「**キャラクター**」が**融合した存在**としてVTuberが認識される場合もあるので、常に明確にその区別ができるとは限らない。むしろその点が、誹謗中傷問題にも関わる。

### ② 誹謗中傷

- 「**誹謗中傷**」という語は、公職選挙法142条の7、刑法改正(令和4年法律第67号)附則に法律用語としての用例があるものの、法概念としてはこれまで通用されておらず、講学上也定着してこなかった。
- ただし、社会問題を表す語としてはむしろ一般的で、特にリアリティ番組出演者に係る事件を機に人口に膾炙した。総務省も「**インターネット上の誹謗中傷への対策**」として、政策課題にこの語を掲げる。

○現状、一口に「誹謗中傷」と言っても多様なものを含んでいる。本報告では、刑事上の「脅迫」「名誉毀損」「侮辱」、民事上の「名誉権侵害(名誉毀損)」「名誉感情侵害(侮辱)」「プライバシー侵害※」など、名誉、信用、名誉感情、プライバシー、私生活の平穩などの人格権(人格的利益を含む)を侵害する行為を広く含むものとして捉える。

※VTuberの「中の人」が秘匿している年齢や顔写真を暴露することは、それを**揶揄する意図**に基づく場合もあり、誹謗中傷の一環とも捉えられる。



### ③ 侵害帰属

- VTuberに対する誹謗中傷を、アバターの背後にいる「中の人」に対する侵害と認定することができるか否かという、VTuberの存在様式に由来する論点。
- 侵害が、「中の人」の人格に及んでいると解することができるれば、「中の人」の人格権を以て対抗できる。一方、侵害がキャラクターに向けられたもので、「中の人」の人格には及んでいないとすれば、それはキャラクターの価値を損なうにとどまる。

○なお、侵害が「中の人」に及んでいるか否かの判断は、次のどの点を考慮するかによっても異なり得る。

### ① 侵害者の主観的意図

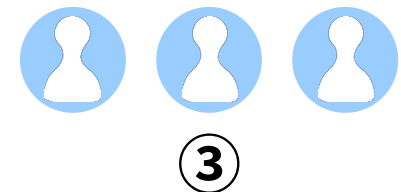
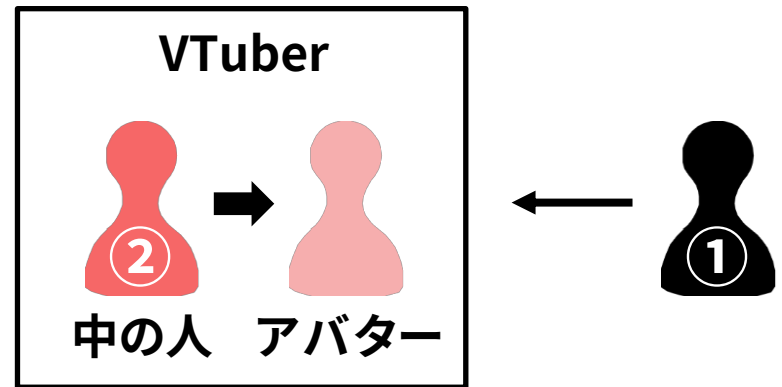
・・・「誰」を攻撃したか

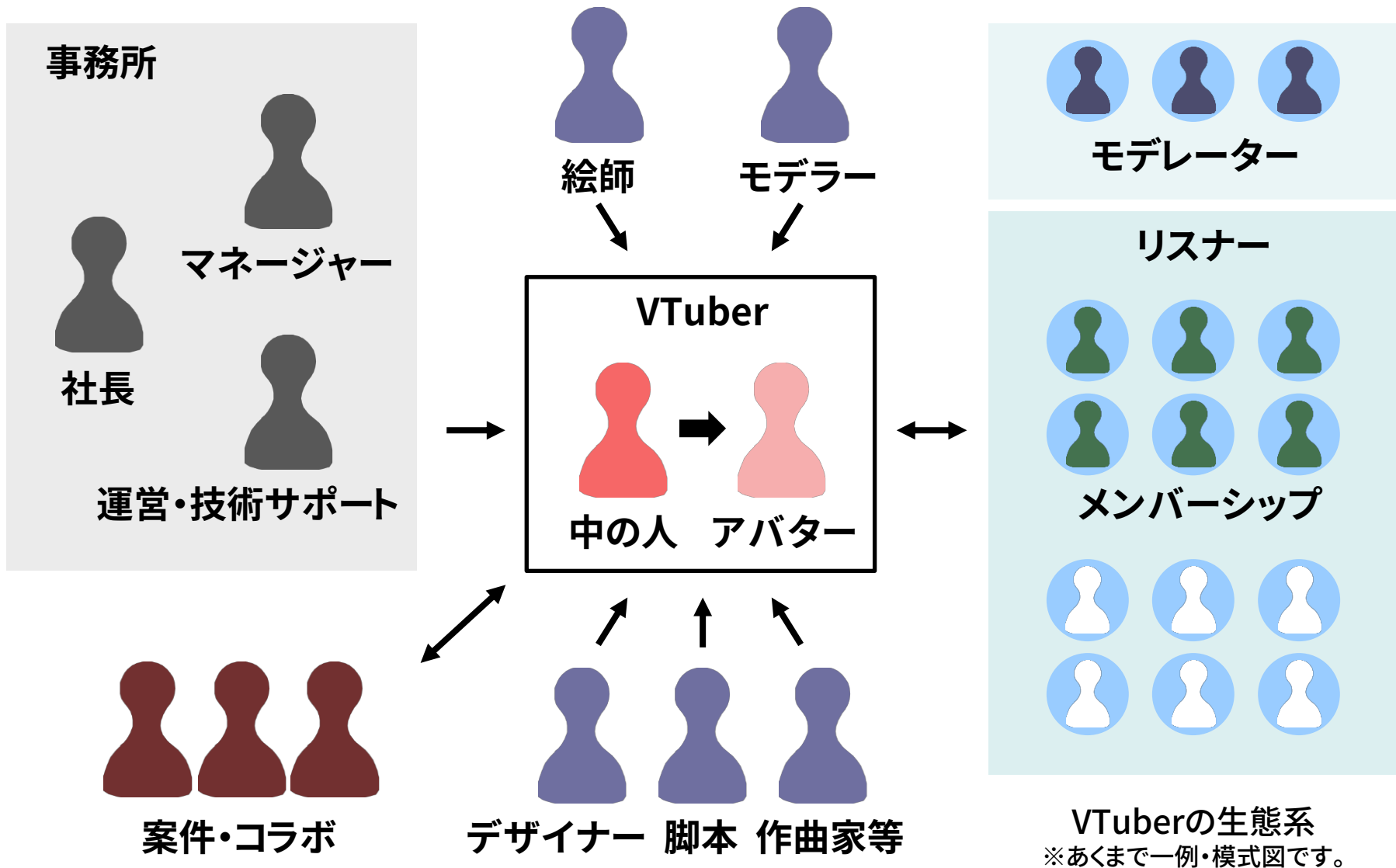
### ② 被侵害者の心情

・・・「自分自身」が傷ついたか

### ③ 観察者・第三者の客観的理解

・・・「誰」が傷つけられたか





## ④同定可能性

- 誹謗中傷を受けた対象が、**(実在の)特定の人物と第三者(一般閲覧者)から同定可能か**否かという論点。インターネット上の匿名アカウントに対して誹謗中傷がなされた場合、第三者からは、現実世界に存在する特定の「誰」が攻撃を受けたのか分からない。特に名誉毀損は、社会的名誉の侵害とされるため、**「誰」の名誉が毀損されているか**という同定可能性が要件とされてきた。「匿名アカウントに対する名誉毀損の成立可能性」という従来からある論点。

### 3. VTuberに対する誹謗中傷裁判例

1/23

	裁判所	裁判年月日	事件番号	争点(権利侵害)	裁判結果
①	東京地裁	令和2年12月22日	令和元年(ワ)第18748号	プライバシー	認容
②	東京地裁	令和3年4月26日	令和2年(ワ)第33497号	プライバシー、名誉感情	認容
③	東京地裁	令和3年6月8日	令和3年(ワ)第3937号	プライバシー、著作権、名誉感情	一部認容 一部棄却
④	東京地裁	令和3年9月8日	令和3年(ワ)第9442号	名誉感情	棄却
⑤	東京地裁	令和3年12月17日	令和3年(ワ)第17116号	名誉、名誉感情、プライバシー	認容
⑥	東京地裁	令和4年7月1日	令和4年(ワ)第8924号	名誉感情	一部認容 一部棄却
⑦	大阪地裁	令和4年8月31日	令和3年(ワ)第10340号	名誉感情	認容
⑧	東京地裁	令和4年11月29日	令和4年(ワ)第14179号	名誉感情	棄却
⑨	東京地裁	令和5年1月31日	令和4年(ワ)第21198号	著作権(複製権・公衆送信権)	一部認容 一部棄却
⑩	知財高裁	令和5年3月9日	令和4年(ネ)第10100号	著作権(複製権・公衆送信権)	原判決取消

※判例DB・雑誌にて判決文が公開されているもののみ。いずれも発信者情報開示請求事件。

#### ①東京地判令和2年12月22日

- VTuberである原告の**本名および概ねの年齢**を明らかにするインターネット掲示板への投稿を、**原告に対するプライバシー侵害**と認めた事例。

本名や年齢は個人を特定するための基本的な情報であるところ、インターネット上で本名や年齢をあえて公開せずにハンドルネーム等を用いて活動する者にとって、これらの情報は**一般に公開を望まない私生活上の事柄**であると解することができるから、本件投稿は原告のプライバシーを侵害するものであったと認められる。

## ②東京地判令和3年4月26日

○VTuber(「A」)として活動する原告が配信したエピソードに対し、**原告の生育環境**と結びつけて批判するインターネット掲示板への投稿を、**原告に対する名誉感情侵害**と認めた事例。

※なお、原告は自らの生育環境を指摘する投稿はプライバシー権侵害に当たるとも主張したが、裁判所はその点(プライバシー侵害の有無)を判断するまでもなく権利侵害の明白性を認めている。

- 被告は、VTuberのCGキャラクターは複数の人が担当して成立するとされるので、「当該キャラクター＝原告自身」とは考えられないと主張したが、

「A」の動画配信における音声は原告の肉声であり、CGキャラクターの動きについてもモーションキャプチャーによる原告の動きを反映したものであること、「A」としての動画配信やSNS上での発信は、キャラクターとしての設定を踏まえた架空の内容ではなく、キャラクターを演じている人間の現実の生活における出来事等を内容とするものであることも考慮すると、VTuber「A」の活動は、単なるCGキャラクターではなく、原告の人格を反映したものであるというべきである。



- 投稿において指摘された生育環境についても、それは原告のものであって、**キャラクターのもの(設定)ではない**と判決はわざわざ認定したうえで、

あえて生育環境と結びつけてまで原告を批判する本件各投稿は、単なるマナー違反等を批判する内容とは異なり、社会通念上許される限度を超えて原告を侮辱するものとして、その名誉感情を侵害することが明らかというべきである。

- なお、原告側の提出した書面に、  
「Vtuberの人格権侵害については、Youtuberや芸能人などと同列に考えるべきであり、「A」としての活動(発言やふるまい)に関して、誹謗中傷・名誉毀損などの人格権侵害が行われた場合、権利を侵害されるのは、原告自身に他ならない」  
とあるが、これは拙稿の記述を要約引用したものである。
- なお、本件投稿者は本VTuberのファンのものであっても、その弁解には複雑な心境が読み取れる。

#### ③東京地判令和3年6月8日

①VTuberである原告の顔写真のインターネット掲示板への投稿を、**原告に対するプライバシー侵害**と認めた事例。

※なお原告は、顔写真の投稿を著作権侵害に当たるとも主張したが、裁判所はその点を判断するまでもなく権利侵害の明白性を認めている。

②「慢心」「成金」「品がない」といったインターネット掲示板への投稿につき、**名誉感情侵害の成立を否定**した事例。

#### ① 裁判所は次のように述べて、顔写真の投稿はプライバシー侵害に当たるとした。

Vチューバーとしてのキャラクターのイメージを守るために実際の顔や個人情報を晒さないという芸能戦略はあり得るところであるから、原告にとって、本件画像が**一般人に対し公開を欲しないであろう事柄**であったことは十分に首肯できる。

- 裁判所は、本件画像が原告自身がVTuber活動とは別のSNSに投稿していたものであり、またすでに別人によってインターネット上で公開されていたものであっても、プライバシー侵害を認めた。

## ②名誉感情侵害については、裁判所は**侵害の帰属先を認定せず**、次のように述べて否定した。

配信動画上のキャラ(「B」)そのものに対する批評であるのか、原告個人に対する批評であるのかについては検討するまでもなく、上記の批評は、作品又はその演者に対する批評として受忍限度を超えるような程度には至っていないというべきである。

## ○前掲②事件との違いは**家庭環境への言及の有無**。

原告個人の具体的なエピソードや家庭環境などをもとに人格攻撃しているものとも解されない

#### ④東京地判令和3年9月8日

- 「ババア」「ゴミ」「かまってちゃん」「メンヘラ」「おばさん」といったインターネット掲示板への投稿につき、**名誉感情侵害の成立を否定**した事例。
- 原告側は、「Vtuberの人格権侵害については、Youtuberや芸能人などと同列に考えるべきであり、「C」としての活動に関し、誹謗中傷・名誉棄損などの人格権侵害が行われた場合、権利を侵害されるのは原告自身となる」と拙論を要約引用。

- しかし、裁判所は**侵害の帰属先を認定せず、投稿が原告に対するものであることを前提に検討しても、名誉感情侵害は成立しないとした。**

(本件投稿は) 穏当さを欠く表現であって原告が**不快な感情**を抱くことは否定できないものの、これが社会通念上許容される限度を超える侮辱行為であって原告の人格的利益を侵害することが明らかであるとまでいうことはできない。

- 侵害帰属の判断以前に、表現内容の次元で侵害成立を否定。**

#### ⑤ 東京地判令和3年12月17日

- ①「貧乳ブスおばさん」「発達障害」「本物のガ」といったインターネット上の投稿を原告に対する名誉感情侵害、②原告が金銭と引き換えに性的なサービスを提供している旨を指摘する投稿を原告に対する名誉毀損と認めた事例。
- 裁判所は、これらの投稿が原告を対象にするものであることを認定。原告の、VTuberとは別名義での活動がインターネット上で知られていること(原告自らが主張!)がその判断に加功している。



#### ⑥東京地判令和4年7月1日

- VTuber「D」につき、①「VtuberはDが気持ち悪いから、全ての女Vtuber気持ち悪い認識」とのツイートの投稿を、「D」として活動する原告に対する名誉感情侵害と認めず、②「Dもっかい心壊れた方がいいかもしれん、こいつも毒や。」とのツイートの投稿を、原告に対する名誉感情侵害と認めた事例。
- いずれもリツイートとして投稿されたものであったが、裁判所は、「元ツイートの表現内容がそのまま各投稿の表現内容をなすものといえる」と認定。

- ①「気持ち悪い」との投稿につき、裁判所は次のように述べて、名誉感情侵害を否定。

具体的な事実を摘示することなく単に抽象的に「気持ち悪い」と指摘するにとどまるもの

- ②「心壊れた方がいい」との投稿につき、裁判所は次の**事実・経緯を踏まえて**、名誉感情侵害を肯定。

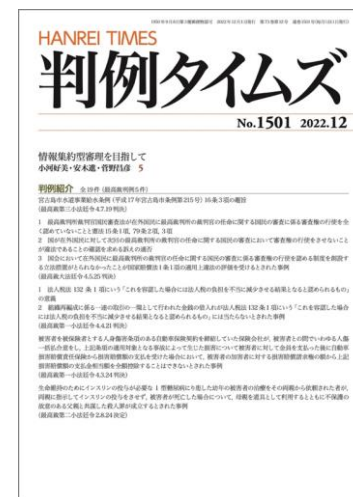
原告は、以前に「D」としての活動を通じて精神的に不調をきたし、活動を休止した期間があったこと、原告はその当時、心が壊れた旨をツイッターに投稿したことが認められる。

## ⑦大阪地判令和4年8月31日

○VTuber(「E」)に対する「仕方ねえよバカ女なんだから母親がいないせいで精神が未熟なんだから」とのインターネット掲示板への投稿を、Eとして活動する原告に対する名誉感情侵害と認めた事例。

○VTuber裁判として、初めて判例雑誌に収録。 ▶判タ1501号202頁

※新・判例解説Watch32号に拙評釈



「E」としての言動に対する侮辱の矛先が、表面的には「E」に向けられたものであったとしても、原告は、「E」の名称を用いて、**アバターの表象をいわば衣装のようにまとって**、動画配信などの活動を行っているといえること、**本件投稿は「E」の名称で活動する者に向けられたものであると認められること**からすれば、本件投稿による侮辱により**名誉感情を侵害されたのは原告**であり(中略)、当該侮辱は社会通念上許される限度を超えるものであると認められるから、これにより、原告の人格的利益が侵害されたというべきである。

#### ⑧ 東京地判令和4年11月29日

- 「関係性数字ガイジゴリラきっしょ」とのインターネット掲示板への投稿につき、**名誉感情侵害の成立を否定した事例。**
- 「関係性数字ガイジゴリラきっしょ」とは、裁判所の認定によると、「Vアイドル相互の**関係性**や、人気の指標となるような類の**数字**ばかりに**固執**し、**ゴリラ**のような知能と容姿の**気色が悪い**人物である」との意味。

- 裁判所は**侵害の帰属先を認定せず**、投稿の表現内容自体から、名誉感情侵害は成立しないとした。

本件投稿は、対象者を一定程度蔑み、罵る類のものであるといえるものの、抽象的な一個人の感想に過ぎず、その表現行為の態様、程度が著しく侮辱的であって、社会通念上許される限度を超えるものとまで認めることはできない。

- 表現次元の名誉感情侵害該当性の判断基準については、VTuber固有の要素は特に見られず、先例が踏襲されている。

#### ⑨東京地判令和5年1月31日

- 原告であるVTuber事務所Xが著作権を有するVTuber「F」のキャラクター動画の一コマを切り抜いた画像に、涙や首つり縄の絵柄と「死ぬ○○」というテキストを付加した画像を含むツイートの投稿を、**原告に対する公衆送信権侵害**と認めた事例。
- 形式的には著作権侵害の成否が争われているが、実質的にはVTuberへの悪意をうかがわせる「自殺」表現が問題とされている。**

- 原告は二次的創作ライセンス規約を公表し、**キャラクターの名誉・品位を傷つける行為をしないこと、暴力的な表現のために利用しないこと等を条件として、原告著作物の二次創作利用を許諾していた。**

本件画像は、「F」のキャラクターが自殺をしようとしているところをYouTubeで配信することを予告するかのような表現を内容とするものといえるところ(略)、このような表現は、原告イラストに係る**キャラクターの死**を引き起こす表現であるから、「**暴力的な表現**」に該当するといえ、本件投稿者による原告動画の利用は、本件規約の利用許諾条件を満たしているとはいえない。



- 原告は、VTuberキャラクターが自殺を予告し、自殺配信するとの印象を抱かせる画像は、当該**キャラクターの名誉・品位を傷つける**行為であるとも主張したが、被告は、「自殺は不名誉なものであると解されてはならない」ので、名誉を傷つける行為に当たらないなどと主張した。裁判所は、「キャラクターの**名誉・品位を傷つける行為**」に当たるかは述べず、「**暴力的な表現**」に当たるとのみ認定した。
- そもそもキャラクターに「名誉」があるのか？**
  - ▶拙稿「キャラクターの名誉権・同一性保持権：キャラディス・キャラ改変からのキャラクターの保護」

- すでに法人の「名誉」(社会的評価)は保護されているので、キャラクターも、著作物としてではなく、「人」類似の存在として社会的評価の対象であるとみなせば、法的な利益としての「**キャラクターの名誉**」を一応観念できるのかもしれない。
- しかし本件は、キャラクターの名誉と言うより、「**中の人**」の**人格権に対する侵害**と捉えるアプローチもあり得る。アバターの姿をしている人物が自殺する様子を描くことは、その人の死を願うという意図を公的に表明する誹謗中傷と言える。

#### ⑩知財高判令和5年3月9日

- 前掲⑨事件と同一の投稿(キャラクターの自殺表現)が争われた別件事件の控訴審であり、控訴人(原審原告)の**著作権(複製権)侵害**を認めた事例。
- 裁判所は、「社会通念上、自殺が否定的な印象を持って受け止められていることは明らかである」などとし、前掲⑨事件が回避していた、「**キャラクターの名誉・品位を傷つける行為**」に該当するとの判断を下した。

### ① 侵害帰属の論点

- 裁判例を見るに、VTuberは単なるキャラクターであり、誹謗中傷等の攻撃が「中の人」の人格に及ぶことはないという、単純な「匿名アカウント」「ネット上の人格」論は通用しないという理解は、VTuberに関する法的議論において定着しつつある。
- しかし、逆に、常に「VTuber=中の人」と考えるのも、VTuberの多様性・発展性を損なう一面的な理解。専らキャラクター的に扱われる文脈もある。

### パーソン型VTuber

あくまで生身の人間がキャラクター・アバターの表象(「**ガワ**」とも呼ばれる)をまとって／借りて動画配信等をおこなっているというタイプ

### キャラクター型VTuber

キャラクターこそがVTuberの本体であって、生身の人間がその背後にいてキャラクターを操作しているわけではない(「**中の人**」はいない)という設定を遵守するタイプ

### パーソン型VTuberへの侵害

▶「中の人」の人格がそのまま表出されている程度が高い。誹謗中傷がなされると、「中の人」にダイレクトに侵害が帰属しやすい。

### キャラクター型VTuberへの侵害

▶「中の人」は(もちろんいるが)あくまでキャラクターを「演じる」という要素が強く、自らの人格から相対的に切り離されている分、誹謗中傷がなされても、「中の人」には侵害が及びにくい。

- 実際のVTuberは、「パーソン型」と「キャラクター型」の二極にきれいに分かれるわけではなく、しばしば両方の要素が融合している。したがって、個々のVTuberが、「パーソン」と「キャラクター」のいずれに準拠する性質が強いかを事実認定した上で、各々に妥当な法理論を適用していく必要がある。
- アバターと自己の人格との関係性もグラデーションがある中、法的にもそれを見極めて、侵害の認定と救済を図る必要がある。

○「中の人」とアバターの関係性を、類似の関係性と比較して、いかに評価するか。

- ✓ 作家・漫画家と登場人物・キャラクターの関係
- ✓ アニメ声優とキャラクターの関係
- ✓ 着ぐるみアクターとゆるキャラの関係
- ✓ 俳優と役の関係

○人格的同一性の強度が身体性に由来すると考えれば、**声に加えて動きの同期**を伴うVTuberは、アニメ声優よりもキャラクターとの同一性が高いと言えるし、俳優ほど演技・ロールプレイに徹していない。



### ②同定可能性の論点

- 「匿名アカウント」「ネット上の人格」はどこの誰だか分からないからと侵害成立が否定的に解されてきた。しかし、匿名・仮名の背後に一人の人間がいることが明らかに認識できるのであれば、十分では？
- 東京地判平成28年10月18日は、**対象者の戸籍上の氏名が判明しなくても**、作家の筆名や芸能人の芸名と同様、ブログのペンネームをもって同定可能性を認めている。

- VTuberは、一般に素顔や本名を公開してはいないが、当該VTuber名で活動している実在・特定の人物がこの世界のどこかにたしかに存在することは、その声を聞き、毎日配信する姿を見る視聴者(リスナー)からすれば疑いようもない。
- 「顔・本名が割れている」ことが同定であると誤解されているきらいもあるが、素顔や本名を知らなくても、そのVTuber名で活動している者が実在し(AIやNPCである可能性を排除でき)、別の誰かを指している可能性がなければ、それで十分同定はできていると言える。

- つまり、ファン側の認識において、VTuberが、その「中の人」の素顔・本名と結びついていなくとも、「あの人のことだ」という同定可能性は十分満たされ得る。
- ただし、暴露記事・動画によってすでに「顔バレ」しているVTuberもあり、ファンも、実は「中の人」の素顔や、過去の活動歴（「前世」）における名前を**なんとなく知っている**という実状もある。顔が割れていることが同定の必要条件ではないはずだが、**「事実上顔が割れている」**ことをもって、**同定可能性肯定に傾く**としたら、皮肉な話。

- VTuberの同定可能性は、むしろ次のような事例でこそ、真に問題になり得る。
  - ①複数の人が**同一アバター・アカウント**を使用していて、それが特定の人と(専属的・特権的に)結びつかない場合
  - ②アバターの声・動作・デザインを**分業**しているなど、複数の人が一個のVTuberを成立させるのに関与していて、そのうちどの人について言及しているか特定できない場合
  - ③**人間とAI等が融合**し一個のVTuberとして活動する場合

- とはいえ、現状のVTuberの大半は特定の一人の「中の人」と結びついているので、先のようなケースはむしろ例外的である。
- VTuberは、その草創期こそ、複数の「中の人」が分担・協働して運用できることが、生身のタレント等とは異なる「メリット」として打ち出されもしたが、次第に、特定の「中の人」とアバターが**一対一で対応していなければ倫理的ではない**とすらみなされるような文化として成熟してきた。このことの意味を深く考える必要がある。